

労働環境改善のための真の「働き方改革」の実現を求める意見書

政府は、様々な課題がある中、高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制の対象業務拡大をセットにした法案と、罰則付きでの残業時間の上限を設け、長時間労働を是正するとする残業時間の上限規制法案を一本化し、「働き方改革」の関連法案として提出・成立を目指している。

労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規制を取り扱う高度プロフェッショナル制度は、8時間労働制度が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出せないことになり、過労死の危険性や長時間労働を助長することになりかねない。その適用基準が年収1075万円というものの将来その基準が引き下げられることも懸念される。また、働いた時間でなく成果に焦点をあてるという考え方も一部ではある一方で、裁量労働制の対象業務の拡大は、その成果を出すために、さらなる長時間労働に拍車をかけることにもなりかねない。

また、残業時間の上限規制の法制化は画期的だが、これまでの月45時間、年間360時間（36協定特別条項付きで無制限）を原則としつつ、繁忙期には特例で年間720時間を認め、2～6か月の平均で休日労働を含めて月80時間、1か月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めており、不十分なものとなっている。また健康確保措置の中身についても不明確である。

さらに、「働き方改革」関連法案は、労働時間の規制のあり方や雇用形態別の違いによる待遇格差に関する法規制、雇用対策に関する国の基本政策の見直しといった重要テーマからなる8法案（労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働契約法、雇用対策法）を一本化するものである。今の働き方に関する多岐にわたるテーマを一括するのではなく、法案ごとに丁寧に審議すべきであり、規制強化と緩和という真逆の方向性をもつ条項を一括りに労働基準法改正案として扱うべきではない。

「働き方改革」関連法案は、「企業にとって柔軟な働かせ方」、「企業にとって生産性向上」という視点が強く、労働者の長時間・過密労働を抑制し、生活時間をどう確保するかという視点が弱い。労働時間は働く者にとって最も基本的な労働条件である。労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールである労働条件規制を揺る

がすことがあってはならない。痛ましい過労死や過労自殺が相次ぎ、重大な社会問題となっている我が国においては、すべての労働者が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備こそ求められている。労働環境改善のための真の「働き方改革」を実現するため、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入すべきである。

よって、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

1. 高度プロフェッショナル制度・裁量労働制の創設については、労働政策審議会の労働条件分科会における、「長時間労働を助長するおそれがなお払拭されておらず、実施すべきではない」との労働側意見を踏まえ、慎重に取り扱うこと。
2. 過労死の目安とされる、いわゆる「過労死ライン」の上限規制の導入ではなく、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1か月45時間とする「厚生労働大臣告示」を法律へ格上げすること。
3. すべての労働者の健康と安全を保護するため、EU労働時間指令を参考に、24時間について継続して11時間以上の休息时间を与える「休息时间（勤務間インターバル）規制」の導入を検討すること。
4. 「働き方改革」関連法案の制定においては、数多くの論点を内包した複数法案を一括で提出する手法をとらないこと。
5. 長時間勤務の要因となる災害の対応等については、国からの職員派遣や財政支援等の措置の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 (働き方改革担当)

加藤 勝信 様